



Future
From
Fukushima.
ふくしまから
はじめよう。

平成26年度第1期

福島県復興公営住宅 入居募集のご案内



- 福島県では、原子力災害により避難指示を受けている方が入居できる復興公営住宅を4890戸整備します。
- このうち、第1期分として528戸の入居者を募集します。
- 次回の第2期募集は、福島市、郡山市、いわき市に整備する分について、平成26年秋頃を予定しています。

対象者

今回募集する住宅は、平成23年3月11日において、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯舘村に居住していた方が対象となります。

申込期間

平成26年4月1日(火)～5月30日(金)

お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル ☎024-522-3320

受付時間 8:30～17:15 (土日、祝日を除く)

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館6階

募集概要

1 募集する住宅

今回募集する第1期分の復興公営住宅は、528戸です。

所在地	団地名	棟数	戸数	入居可能月(予定)※	入居対象町村	参照ページ
福島市	北信団地	1棟	24戸	平成27年3月	飯舘村	15ページ
	笹谷団地	2棟	24戸	平成27年3月	飯舘村	16～17ページ
会津若松市	古川町団地	1棟	20戸	平成26年12月	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町	18ページ
	年貢町団地	1棟	42戸	平成27年3月	大熊町	19ページ
		2棟	8戸	平成27年1月	大熊町	20～21ページ
郡山市	柴宮団地	1棟	30戸	平成27年3月	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町	22ページ
	日和田団地	1棟	20戸	平成26年11月	富岡町	23ページ
	富田団地	1棟	40戸	平成27年1月	富岡町	24ページ
	八山田団地	1棟	20戸	平成26年11月	双葉町	25ページ
	東原団地	1棟	50戸	平成27年1月	大熊町	26ページ
いわき市	湯長谷団地	1棟	50戸	平成27年3月	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町	27ページ
	下神白団地	2棟	80戸	平成27年1月	富岡町	28～29ページ
		1棟	35戸	平成27年3月	大熊町	30ページ
		2棟	60戸		浪江町	31～32ページ
		1棟	25戸		双葉町	33ページ
		合 計			528戸	※入居可能月(予定)については工事の状況により前後することがあります。

2 入居できる住宅

上記「入居対象町村」欄に記載の住民の方が該当の団地にお申込みできます。

3 間取り

すべて集合住宅で、間取りは2LDKまたは3LDKとなっています。

■ 今後募集を行う住宅

第1期募集に続いて、第2期以降に募集する住宅は以下のとおりです。

なお、第2期募集は、福島市58戸(飯坂)、郡山市187戸(喜久田町、富田町、富久山町)、いわき市12戸(平八幡)の予定です。

一度復興公営住宅に入居された方は、転勤等の理由がない場合新たな入居申込みはできませんのでご注意ください。

所在地	予定戸数	主な整備予定地区、構造及び戸数 (整備予定地区は今後随時追加します)	主に入居対象となる市町村※
福島市	359戸	飯坂(集合住宅58戸)	浪江町、飯舘村他
会津若松市	30戸	(用地選定中)	大熊町他
郡山市	410戸	喜久田町東原(集合住宅35戸)	富岡町、大熊町、 双葉町、浪江町他
		富田町(集合住宅112戸)	
		富久山町八山田(集合住宅40戸)	
いわき市	1510戸	小川町(木造戸建て及び2戸1棟50戸)	富岡町、大熊町、 双葉町、浪江町他
		平八幡(集合住宅12戸)	
		好間(集合住宅200戸)	
		内郷宮町(集合住宅70戸)	
		泉町本谷(集合住宅200戸)	
		小名浜大原(集合住宅60戸)	
二本松市	340戸	勿来酒井(木造戸建て(または2戸1棟)及び集合住宅200戸)	双葉町他
南相馬市	900戸	油井(木造70戸)	浪江町他
		北原(集合住宅264戸)	
		上町(集合住宅150戸)	南相馬市、双葉町、 浪江町、飯舘村他
川俣町	130戸	(用地選定中)	川俣町、飯舘村他
三春町	95戸	(用地選定中)	富岡町他
白河市	40戸	(用地選定中)	双葉町他
田村市他	183戸		

※当該地域に生活拠点の整備を検討している市町村等が主に入居対象となっており、標記市町村以外の住民の方については、今後整備される住宅において、他市町村と共通で募集を行います。

※今後の設計段階で変更される場合があります。

○市町村営の復興公営住宅については、下記のとおり整備予定となっています。

所在地	予定戸数	主な整備予定地区、構造	入居対象となる市町村	整備主体
福島市	23戸	飯野(木造戸建て及び2戸1棟)	飯舘村	飯舘村
本宮市	60戸	(用地選定中)	浪江町、大熊町	本宮市
桑折町	25戸	東段(木造戸建て)	浪江町	桑折町
川俣町	40戸	新中町(木造戸建て)	川俣町	川俣町
大玉村	67戸	横堀平(木造戸建て)	富岡町	大玉村
三春町	125戸	恵下越(木造戸建て)	葛尾村	葛尾村
川内村	25戸	宮ノ下(木造戸建て)	川内村	川内村

入居申込みの流れ 申込書(P47参照)をご用意ください。

1 入居を希望する住宅(団地及び棟)を選択してください。 **P15参照**

2 「優先住宅」の入居を希望するか選択してください。 **P10参照**

- 今回すべての住宅に「優先住宅」とそれ以外の「一般住宅」を設けます。
- 「優先住宅」については、すべての棟の1階部分について設けており、優先世帯(高齢者(75歳以上)、障がい者※1)または要介護者※2を含む世帯)に該当する方のみが申込みできます。

※1障がい者… 身体障害者手帳1級～4級をお持ちの方
精神障害者保健福祉手帳1級～2級をお持ちの方
療育手帳(A・B)をお持ちの方

※2要介護者… 要介護認定1～5の認定を受けている方

- 「一般住宅」においても、段差を減らしたバリアフリーの構造としておりますが、「優先住宅」については、さらに段差を少なくし、外部に異常を知らせる非常用ボタンや入口扉を引戸とするなどの配慮をしています。
- 「優先住宅」へ申込みをする方は、その棟に限り、一般住宅の抽選にも参加できます。

3 希望する間取り(2LDK または 3LDK)を選択してください。

- 「優先住宅」と「一般住宅」を重複して申し込む場合は、それぞれ間取りを選択してください。

4 1世帯で申し込む(個別申込み)か、複数世帯のグループで申し込む(グループ申込み)かを選択してください。 **P10参照**

- グループ申込みの場合は、各世帯とも同じ間取りとなります。
- 申込世帯のとらえ方は、住民票の世帯と一致する必要はありません。

5 申込みが募集戸数を超えた場合は、抽選により当選者を決定します。

- 今回の抽選で落選された方についても、「住民意向調査」による必要戸数を整備することにより、長期避難者のための復興公営住宅を確保します。
- 入居後適時に入居状況の確認をいたします。正当な理由なく入居指定日から20日間入居されない方は当該住宅への入居の資格を失います。

6 子育て等世帯（「平成26年4月1日現在18歳未満の子」又は「妊婦」を含む世帯）については、一般住宅の抽選において、当選確率を5割増しとします。

P11参照

7 復興公営住宅の家賃は、間取り（面積）及び世帯の収入により決定します。避難中の家賃は原則として、賠償請求の対象になります。

P36参照

○原則として、平成23年3月11日時点のお住まいが「帰還困難区域」又は「大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域」の世帯は平成29年5月末までを目安とし、上記以外の区域の世帯は原則として避難指示解除後の相当期間経過時点までは、復興公営住宅の家賃は賠償対象となります。

ただし、収入の多い方が入居されるなど、家賃が高額となる場合、全額が賠償請求の対象にならないことがあります。

○復興公営住宅は、近隣の同規模の民間賃貸住宅と比較して低額な家賃となっています。

8 第1期募集の復興公営住宅には、ペット飼育が可能な住宅はありませんが、第2期募集以降において整備を予定していますので、改めてご案内します。

9 別紙『入居予定者選考申込書』に必要事項を記入の上、添付書類とともに下記まで郵送又は持参してください。

申込先

〒960-8043
福島県福島市中町8-2 福島県自治会館6階
福島県復興公営住宅入居支援センター

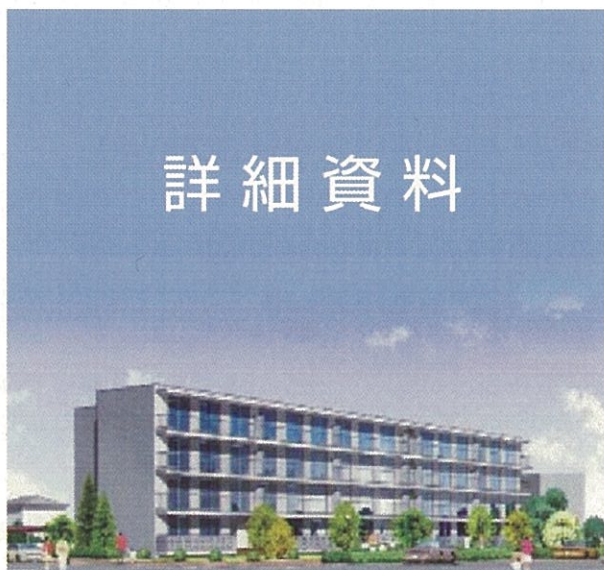
申込期限

平成26年5月30日(金)
※郵送の場合は当日消印有効

受付時間

8:30~17:15
(土日、祝日を除く)

詳細資料



2019年12月25日

2019年12月25日

2019年12月25日

2019年12月25日

2019年12月25日

2019年12月25日

2019年12月25日

2019年12月25日

2019年12月25日

2019年12月25日

2019年12月25日

2019年12月25日

2019年12月25日

2019年12月25日

2019年12月25日

2019年12月25日

2019年12月25日

2019年12月25日

2019年12月25日

2019年12月25日

2019年12月25日

2019年12月25日

2019年12月25日

2019年12月25日

1 申込から入居までの日程

次のとおり予定しています。なお、実際の日程は変更となる場合があります。

平成26年									
4月	5月		7月			8月	9月	10月	各住宅 完成後
4/1	5/7	5/30	～上旬	中旬	下旬～			上旬～	
受付開始	変更受付開始 中間倍率発表	受付終了	抽選番号通知	抽選会	抽選結果通知	入居資格の確認	入居予定者決定	入居説明会	入居開始

1 申込から
入居までの日程

1 申込期間 平成26年 4月1日(火)～5月30日(金)

- ①提出書類 (ア)復興公営住宅入居予定者選考申込書 (47ページ)
(イ)グループ入居申込書(グループで申込みされる方のみ) (51ページ)
(ウ)居住制限者(※)であることが確認できる書類

(例) 罹災(被災)証明書の写し、公共料金等領収書または請求書の写し、住民票謄本等のいずれか
※避難指示区域に存する住宅に平成23年3月11日において居住していた方

(エ)優先世帯であることを証明する書類の写し

(例) 高齢者(75歳以上)を含む世帯 … 保険証の写し等年齢が確認できる書類(住民票謄本を提出した方は不要)

障がい者を含む世帯 …………… 障害者手帳等の写し

要介護者を含む世帯 …………… 介護保険被保険者証の写し

(オ)抽選における優遇措置を証明する書類の写し

(例) 妊婦を含む世帯 …………… 母子手帳の写し、妊娠証明書の写し

- ②申込先 〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館6階
福島県復興公営住宅入居支援センター

③次のような場合、申込みは無効となる場合があります。

- (ア)今回募集する団地に複数申込みをした場合 (イ)申込期間外に申込みをした場合(当日消印有効)
(ウ)申込書に事実と異なる記載をした場合 (エ)指定の申込書以外で申込みをした場合

申込みのキャンセルについて

事情により申込みをキャンセルする場合は、入居名義人の方が『入居予定者選考申込辞退届』を福島県復興公営住宅入居支援センターまで郵送または持参してください。

2 中間倍率公表 平成26年 5月7日(水)

募集する各団地の中間倍率を公表いたします。
公表方法は、福島県復興公営住宅入居支援センターのホームページ等で行います。

3 申込変更受付 平成26年 5月7日(水)～5月30日(金)

申込みの後、**1度に限り**希望する棟、間取り及び入居予定者の変更を受付けます。
変更を希望される方は、以下の書類をご提出ください。

- 提出書類**
- (ア)復興公営住宅入居予定者選考(変更)申込書 (55ページ)
 - (イ)グループ入居(変更)申込書(グループで申込みされた方のみ) (59ページ)
 - (ウ)居住制限者であることが確認できる書類(入居予定者に変更がある場合)
 - (エ)優先世帯であることを証明する書類の写し(入居予定者に変更がある場合)
 - (例)年齢が確認できる書類(住民票謄本を提出できない方)
 - 障がい者手帳等の写し
 - (オ)抽選における優遇措置を証明する書類の写し(入居予定者に変更がある場合)

4 抽選番号通知 平成26年 7月上旬

5 抽選会 平成26年 7月中旬

- ①抽選 (ア)申込数が募集戸数に達しない場合、または、申込数と募集戸数が同数の場合、住宅の割当てを決める抽選を行います。
(イ)申込数が募集戸数を超えた場合、当選者及び補欠当選者を決める抽選を行います。
- ②抽選会場及び日時については、抽選番号通知時にお知らせします。
- ③抽選会は公開で実施します。
参加は自由です。抽選会への参加・不参加は、抽選結果に全く影響ありません。

6 抽選結果通知 平成26年7月下旬

- ①当選者となった方
 - (ア)「当選通知書」を送付します。
 - (イ)入居資格審査に必要となる書類(7 入居資格の確認-②提出書類に記載)を準備してください。
- ② 補欠当選者となった方
 - (ア)「補欠当選通知書」を送付します。
 - (イ)入居辞退者が発生し、繰り上げ当選となる方に対しては、入居意思確認のご連絡をします。
- ③抽選にはずれた方
 - 「抽選結果通知書」を送付します。

7 入居資格の確認 平成26年 8月上旬～9月中旬

①書類の提出場所及び提出方法

- (ア) 提出場所 当選通知書によりお知らせします。
- (イ) 提出方法 持参または郵送

② 提出書類

(ア) 入居予定者の方は、次の書類の提出が必要となります。

○すべての方に共通する提出書類

- (1) 県営住宅等入居・駐車場使用申込書
- (2) 住民票謄本(※抽選申込み時に提出済みの方は不要)
- (3) 所得証明書(所得の有無に関わらず、18歳以上の入居予定者全員分)
- (4) 入居申込者の県税の納税証明書
- (5) 請書(連帯保証人1名を立てる必要あり)

○以下の項目に該当される方の提出書類

- (1) 年金を受給されている方は、年金支払通知書
- (2) 前年1月1日以降に退職し、現在無職の方は、雇用保険受給資格者証又は退職証明書
- (3) 前年1月1日以降に転職または新たに就職された方は、給与支払証明書
- (4) 前年1月1日以降に現在の事業所得を得るようになった方は、事業所得の所得金額内訳表
- (5) 寡婦または寡夫の方は、戸籍謄本
- (6) 障がい者のいる世帯の方は、障がい者手帳等の写し
(※抽選申込み時に提出済みの方は不要)
- (7) 現在婚約中の方は、婚約証明書(所定の用紙に親族等2名の証明)
- (8) 駐車場の使用を希望される方は、自動車検査証の写し

(イ) 連帯保証人の方は、次のものが必要となります。

- (1) 印鑑証明書
- (2) 所得証明書または源泉徴収票の写し

このほかにも、入居資格審査に必要な書類の提出を求められることがあります。
また、入居資格のない方は失格となりますのでご注意ください。

8 入居予定者決定 **平成26年 9月中旬**

- ① 審査の結果、資格がある方には入居予定者決定通知書を送付します。
- ② 入居説明会のご案内をします。

9 入居説明会

入居に関する重要事項の説明となりますので必ず参加してください。

①日時・場所

日時等は入居予定者決定通知書送付の際にお知らせいたします。

②内容

- (ア)入居許可書の交付
- (イ)敷金及び駐車場保証金の納入通知書の配布
- (ウ)駐車場の申込手続き
- (エ)住宅管理人の決定

10 入居指定日

- ①入居指定日については、棟ごとに別途お知らせします。
- ②入居は、入居指定日から20日以内にしていただきます。
実際の入居日にかかわらず、入居指定日より家賃が発生します。

2 住宅の種類及び申込単位について

今回の住宅には「優先住宅」とそれ以外の「一般住宅」を設けます。

1 住宅の種類

1階部分に、優先世帯(高齢者(75歳以上)、障がい者(※1)または要介護者(※2)を含む世帯)のみが申込可能な優先住宅を設けています。

優先住宅は、外部に異常を知らせる非常用ボタンや入口扉を引戸とするなどの配慮をしています。

優先住宅へ申込をする方は、その棟に限り、一般住宅の抽選にも参加できます。

住宅の種類	申込みができる世帯
一般住宅	今回募集する町村の住民の方
優先住宅	○今回募集する町村の住民の方で 高齢者(75歳以上) を含む世帯 ○今回募集する町村の住民の方で 障がい者(※1) を含む世帯 ○今回募集する町村の住民の方で 要介護者(※2) を含む世帯

※1障がい者……身体障害者手帳1級～4級をお持ちの方
精神障害者保健福祉手帳1級～2級をお持ちの方
療育手帳(A・B)をお持ちの方

※2要介護者……要介護認定1～5の認定を受けている方

- ①**希望される棟を1つだけ選択してください。**同一世帯の方が、実態と異なる申込みをするなど、不正に複数の団地及び間取りを申し込んだ場合は無効となる場合があります。また、部屋の指定はできません。
- ②**希望される棟の間取り(2LDKまたは3LDK)**を選択してください。優先住宅と一般住宅を重複して申し込む場合は、それぞれ間取りを選択してください。
- ③**優先住宅と一般住宅へ重複して申込みされる場合は、以下のような申込みが可能です。**
(ア)優先住宅へ申込みした世帯のまま、一般住宅の抽選へ参加(個別申込み)
(イ)優先住宅へ申込みした世帯のまま、一般住宅の抽選へグループ申込みしたグループの世帯として参加
※優先住宅に当選された場合、その時点で一般の住宅の抽選対象からは除外されます。

2 申込単位

申込単位	内容
個別申込み	1世帯での申込み
グループ申込み	2世帯以上のグループでの申込み

※優先住宅は、個別(1世帯)での申込みに限ります。

※一般住宅は、個別(1世帯)又はグループ(2世帯以上)で申込みできます。当選した場合、同一の棟にグループで入居できます。グループ申込みの場合は、各世帯とも同じ間取りとなります。

3 抽選について

1 抽選の実施について

- ①申込みが募集戸数を超えた場合は、抽選により当選者を決定します。
募集戸数を超えた分についても、「住民意向調査」による必要戸数を整備することにより、長期避難者のための復興公営住宅を確保します。
- ②申込みが募集戸数を下回った場合は、部屋割りのための抽選を行います。

2 一般住宅の抽選における優遇措置

子育て等世帯（「平成26年4月1日現在18歳未満の子」又は「妊婦」を含む世帯）に対して、一般住宅の抽選においては、当選確率を5割増しとする優遇措置を講じます。

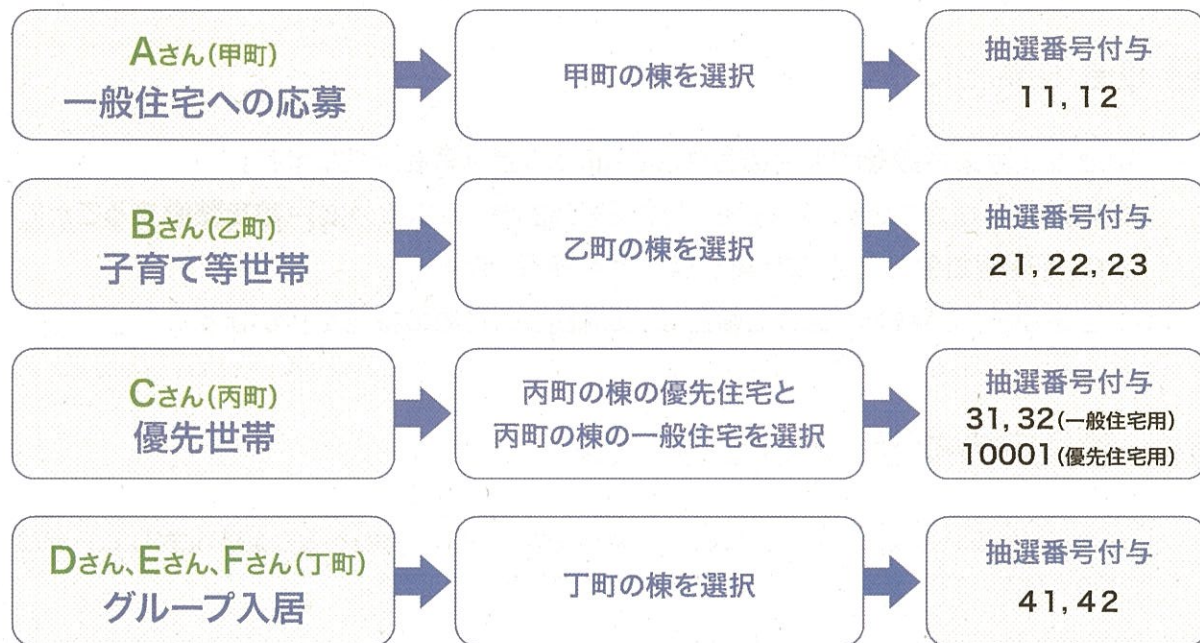
※個別申込みされた世帯に限ります。グループ申込みは対象外となります。

※優先住宅の抽選では優遇措置はありません。

4 申込みの種類と抽選番号の付与

- 申込み内容の審査の結果、申込みを受け付けた場合は、申込みをした世帯またはグループに抽選番号を通知します。
- 一般住宅へ申込みをした世帯に付与する抽選番号は2つを基本とし、子育て等世帯（18歳未満の子又は妊婦を含む世帯）に対しては、優遇措置として、抽選番号を1つ加算し、計3つの抽選番号を付与します。
- 優先住宅へ申込みをした場合、優先住宅専用の抽選番号を別途1つ付与します。
- グループ入居を申し込んだ場合、グループに対し抽選番号を2つ付与します。

抽選番号付与の例



5 抽選方法及び住宅の割り振りについて

- 各棟ごとに抽選を行います。
各棟の優先住宅の抽選を実施後、一般住宅の抽選を行います。
- 優先住宅については、優先住宅の抽選番号により抽選を行います。
- 一般住宅については、当該棟に申込みのあった世帯(子育て等世帯を含む個別申込、グループ入居申込)の抽選番号を合わせて抽選を行います。
下層の住宅より順に抽選を行い、当選した方が当該住宅の入居者となります。
グループ申込みの場合はグループ入居申込書に記入された入居順に住宅の割当てを行います。
※角部屋や階数等の御希望には添えません。
※グループで当選された場合、同じグループでも階が異なる場合があります。
- グループ入居申込者については、当該棟の当該間取りの残戸数がグループ入居申込構成世帯数以上の間は抽選に参加し、当該棟の当該間取りの残戸数がグループ入居申込構成世帯数を下回った時点で、抽選への参加は終了となります。
このため、当該棟へのグループ入居申込みの構成世帯数の上限は、優先住宅を除いた各間取りごとの戸数となります。

6 その他

1 ペット飼育可能住宅

第1期募集の復興公営住宅には、ペット飼育が可能な住宅はありませんが、第2期募集以降において整備を予定していますので、改めてご案内します。

2 家賃

復興公営住宅の家賃は、公営住宅法に基づき算定されます。

家賃の目安、家賃低減措置、収入超過者等の取扱いなどについては、P36別紙2【復興公営住宅の家賃について】を御確認ください。

なお、東京電力福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により避難されている方々については、避難等に伴い負担した家賃を東京電力㈱に賠償請求することができます。

また、駐車場代・共益費についても、必要かつ合理的な範囲で賠償請求の対象となります。

ただし、収入の多い方が入居されるなど、家賃が高額となる場合、全額が賠償請求の対象とならないことがあります。

※平成23年3月11日時点のお住まいの区域ごとに、賠償の対象期間は異なります。

※帰還もしくは移住した場合は、以下の期間の範囲内で、帰還もしくは移住までが原則として賠償の対象となります。

平成23年3月11日時点のお住まいが「帰還困難区域」または「大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域」のご世帯	避難費用が賠償対象となる合理的な期間として平成29年5月までを目安
平成23年3月11日時点のお住まいが上記以外の避難指示区域のご世帯	避難指示解除後、相当期間まで

3 駐車場

駐車場は、住宅1戸につき1台分以上を整備しています。

2台目以上の駐車場については、利用希望者が整備区画数を超えた場合は抽選となります。

また、来客用の駐車場も整備しています。

4 家賃以外の経費

①入居時に必要な費用(退去時に未納がなければお返します。)

○敷金 家賃の3ヶ月分 ○駐車場保証金 駐車場使用料の3ヶ月分 ※駐車場を利用される方のみ。

②入居中に必要な費用

○駐車場使用料 ※駐車場を利用される方のみ。 ○共益費(光熱水費など) ○その他(自治会費など)

※共益費は、団地生活上必要な共同費用として、入居者の皆さんの責任において徴収・支払いいただけます。滞納のないようにしてください。

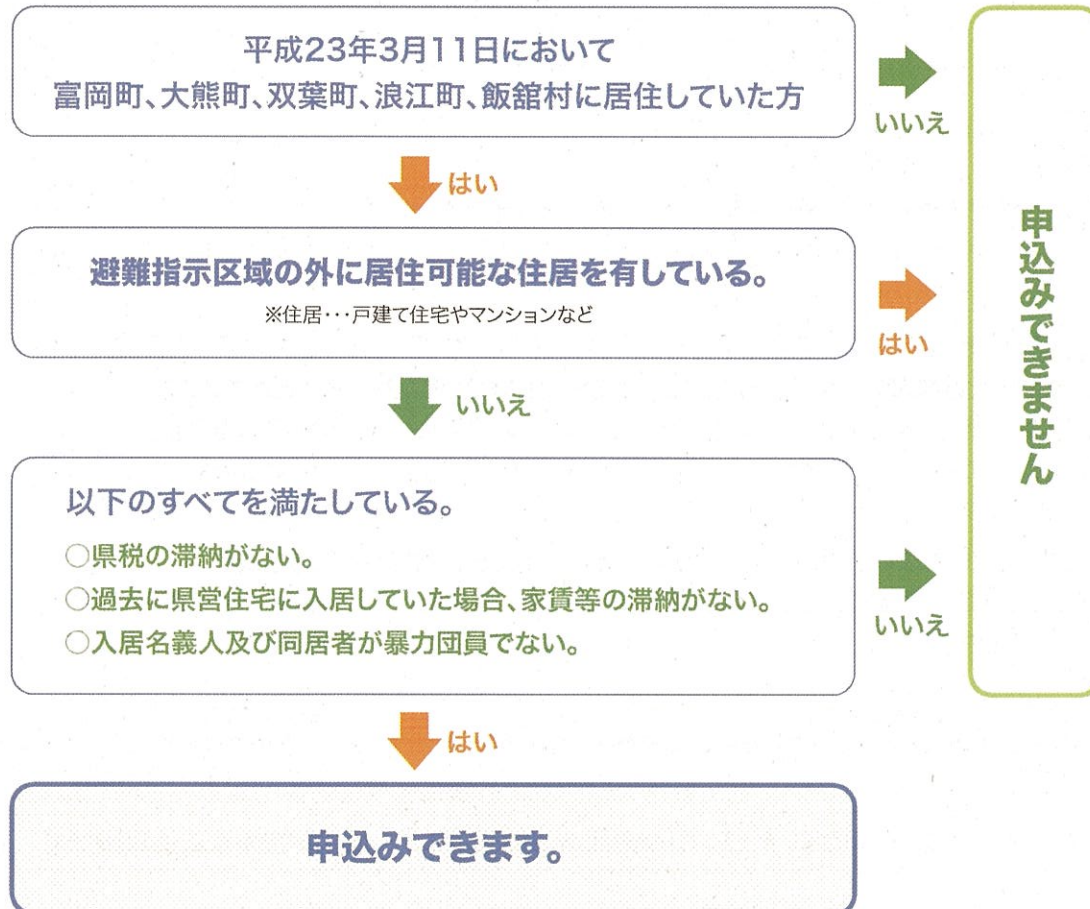
※居室内照明器具、エアコン、ガス器具、テレビ、冷蔵庫については、入居者の負担となります。

申込資格チェックリスト

以下の条件をすべて満たすことが必要です。

次の流れに沿って、復興公営住宅の申込資格の有無をご確認ください。

申込資格
チェックリスト



(ご注意)

当選者の決定後、入居資格の確認を行います。その際に入居資格がないと判明した場合は入居できません。

入居に当たっては、原則連帯保証人1名(入居者と同等の収入のある方)を立てていただく必要があります。

1 福島市

① 北信団地20号棟

入居対象市町村	飯館村
建設予定地	福島市宮代字乳児池地内 (福島市宮代字乳児池71周辺)
構造・階数	鉄筋コンクリート造 4階建て
棟数・戸数	1棟・24戸
入居可能月(予定)	平成27年3月
駐車場整備台数	24台
使用料	2,000円/台
通学区	余目小学校、瀬上小学校、 北信中学校
最寄交通機関	阿武隈急行福島学院前駅、 福島交通福島学院前バス停
周辺医療機関	大原総合病院付属大原医療 センター、桜ヶ丘病院
備考	県営北信団地内

医療機関は例示として示したものであり、ここに記載した機関に限るものではありません。

間取り別戸数

階数	間取	2LDK	3LDK	合計	備考
1階		2	4	6	優先住宅
2階～4階		6	12	18	
合計		8	16	24	



周辺拡大図

② 笹谷団地8号棟

入居対象市町村	飯館村
建設予定地	福島市笹谷字南田地内 (福島市笹谷字南田6周辺)
構造・階数	鉄筋コンクリート造 3階建て
棟数・戸数	1棟・12戸
入居可能月(予定)	平成27年3月
駐車場整備台数	12台
使用料	2,000円/台
通学区	笹谷小学校、信陵中学校
最寄交通機関	飯坂線笹谷駅、 福島交通信陵中学校バス停
周辺医療機関	福島第一病院、清水病院
備考	県営笹谷団地内

医療機関は例示として示したものであり、ここに記載した機関に限るものではありません。

間取り別戸数

階数	間取	2LDK	3LDK	合計	備考
1階		1	3	4	優先住宅
2階~3階		2	6	8	
合計		3	9	12	



周辺拡大図

③ 笹谷団地9号棟

入居対象市町村	飯館村
建設予定地	福島市笹谷字南田地内 (福島市笹谷字南田6周辺)
構造・階数	鉄筋コンクリート造 3階建て
棟数・戸数	1棟・12戸
入居可能月(予定)	平成27年3月
駐車場整備台数	12台
使用料	2,000円/台
通学区	笹谷小学校、信陵中学校
最寄交通機関	飯坂線笹谷駅、 福島交通信陵中学校バス停
周辺医療機関	福島第一病院、清水病院
備考	県営笹谷団地内

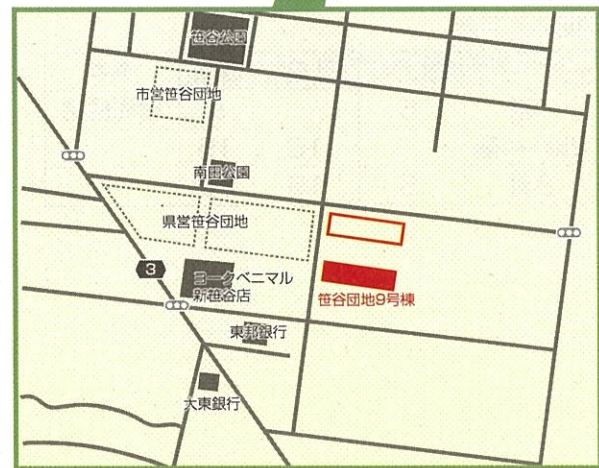
医療機関は例示として示したものであり、ここに記載した機関に限るものではありません。

間取り別戸数

階数	間取	2LDK	3LDK	合計	備考
1階		1	3	4	優先住宅
2階～3階		2	6	8	
合計		3	9	12	



第1期募集団地一覧



周辺拡大図

② 会津若松市

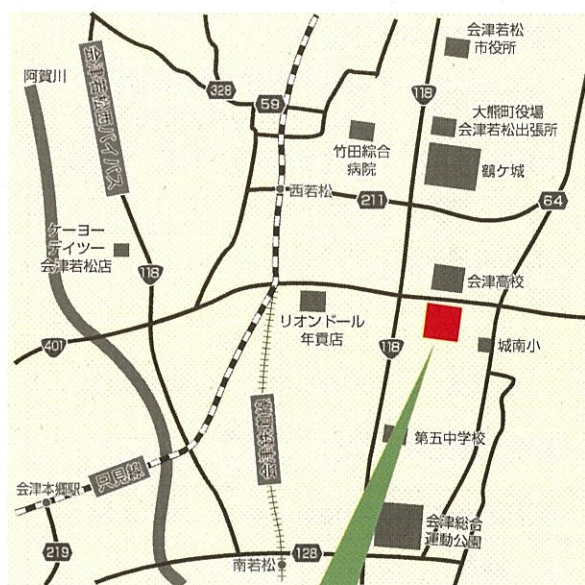
① 古川町団地1号棟

入居対象市町村	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町
建設予定地	会津若松市古川町地内
構造・階数	鉄筋コンクリート造 4階建て
棟数・戸数	1棟・20戸
入居可能月(予定)	平成26年12月
駐車場整備台数	25台
使用料	2,000円/台
通学区	城南小学校、会津若松第五中学校
最寄交通機関	会津鉄道西若松駅、 会津バス年貢町東バス停
周辺医療機関	竹田総合病院、佐藤病院
備考	

医療機関は例示として示したものであり、ここに記載した機関に限るものではありません。

間取り別戸数

階数	間取	2LDK	3LDK	合計	備考
1階		5		5	優先住宅
2階~4階			15	15	
合計		5	15	20	



周辺拡大図

第1期募集团地一覧

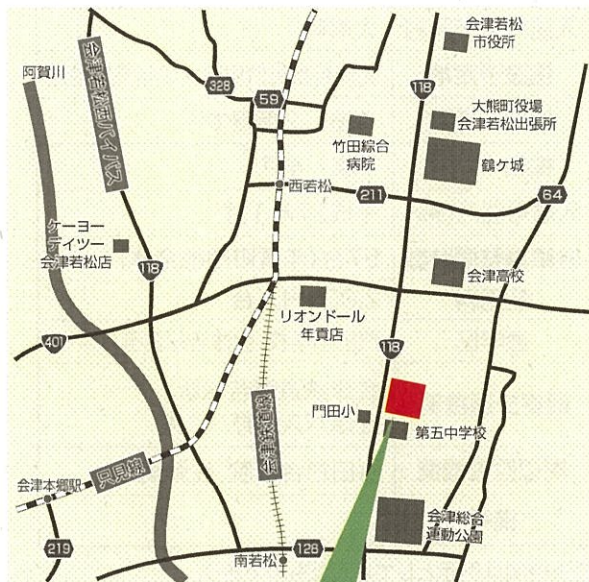
②年貢町団地1号棟

入居対象市町村	大熊町
建設予定地	会津若松市門田町大字年貢町地内
構造・階数	鉄筋コンクリート造 4階建て
棟数・戸数	1棟・42戸
入居可能月(予定)	平成27年3月
駐車場整備台数	57台(年貢町団地全体)
使用料	2,000円/台
通学区	門田小学校、会津若松第五中学校
最寄交通機関	会津鉄道西若松駅、 会津バス中野バス停
周辺医療機関	竹田総合病院、佐藤病院
備考	

医療機関は例示として示したものであり、ここに記載した機関に限るものではありません。

間取り別戸数

階数	間取	2LDK	3LDK	合計	備考
1階		9		9	優先住宅
2階~4階			33	33	
合計		9	33	42	



周辺拡大図

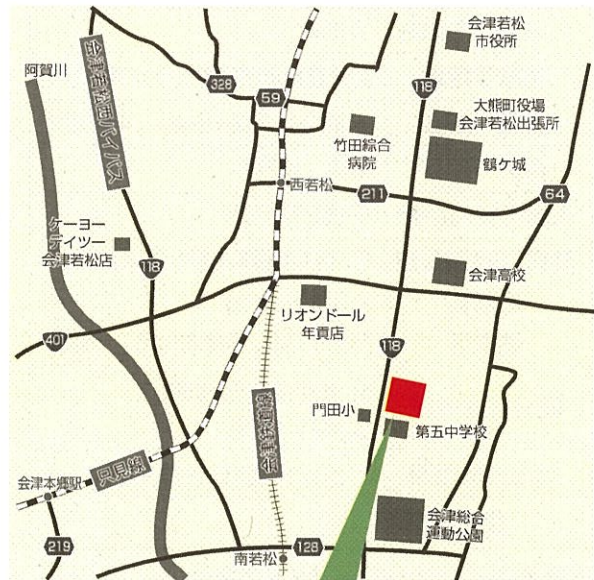
③ 年貢町団地2号棟

入居対象市町村	大熊町
建設予定地	会津若松市門田町大字年貢町地内
構造・階数	木造 2階建て
棟数・戸数	1棟・4戸
入居可能月(予定)	平成27年1月
駐車場整備台数	57台(年貢町団地全体)
使用料	2,000円/台
通学区	門田小学校、会津若松第五中学校
最寄交通機関	会津鉄道西若松駅、 会津バス中野バス停
周辺医療機関	竹田総合病院、佐藤病院
備考	

医療機関は例示として示したものであり、ここに記載した機関に限るものではありません。

間取り別戸数

階数	間取	2LDK	3LDK	合計	備考
2階建て			1	1	優先住宅
2階建て		3		3	
合計		3	1	4	



周辺拡大図

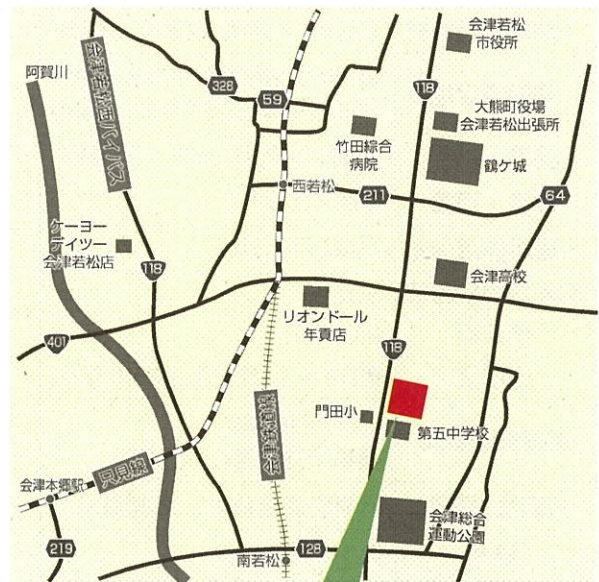
④年貢町団地3号棟

入居対象市町村	大熊町
建設予定地	会津若松市門田町大字年貢町地内
構造・階数	木造 2階建て
棟数・戸数	1棟・4戸
入居可能月(予定)	平成27年1月
駐車場整備台数	57台(年貢町団地全体)
使用料	2,000円/台
通学区	門田小学校、会津若松第五中学校
最寄交通機関	会津鉄道西若松駅、 会津バス中野バス停
周辺医療機関	竹田総合病院、佐藤病院
備考	

医療機関は例示として示したものであり、ここに記載した機関に限るものではありません。

間取り別戸数

階数	間取	2LDK	3LDK	合計	備考
2階建て			1	1	優先住宅
2階建て		3		3	
合計		3	1	4	

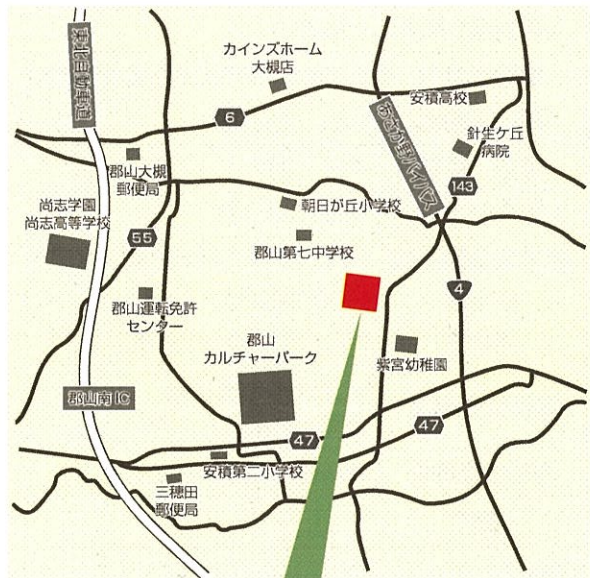


周辺拡大図

3 郡山市

① 柴宮団地57号棟

入居対象市町村	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町
建設予定地	郡山市安積町荒井字柴宮山内 (郡山市安積町荒井字柴宮山3周辺)
構造・階数	鉄筋コンクリート造 5階建て
棟数・戸数	1棟・30戸
入居可能月(予定)	平成27年3月
駐車場整備台数	30台
使用料	2,000円/台
通学区	朝日が丘小学校、郡山第七中学校
最寄交通機関	JR安積永盛駅、 福島交通柴宮山バス停
周辺医療機関	寿泉堂総合病院、坪井病院
備考	県営柴宮団地内



医療機関は例示として示したものであり、ここに記載した機関に限るものではありません。

間取り別戸数

階数	間取	2LDK	3LDK	合計	備考
1階		6		6	優先住宅
2階~5階			24	24	
合計		6	24	30	



周辺拡大図

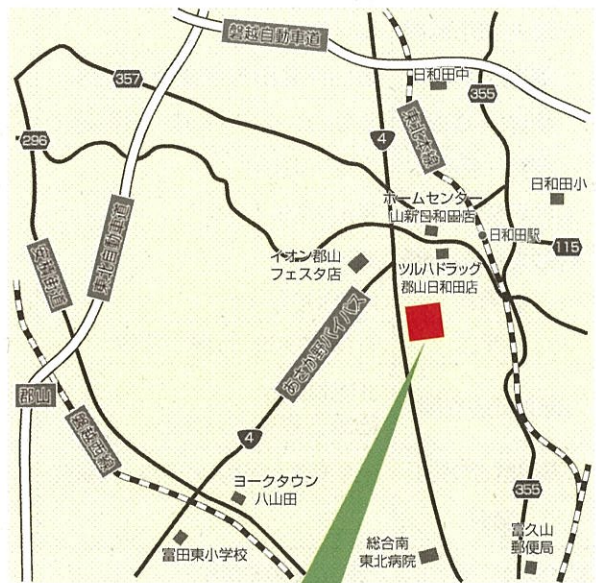
② 日和田団地1号棟

入居対象市町村	富岡町
建設予定地	郡山市日和田町字原地内
構造・階数	鉄筋コンクリート造 4階建て
棟数・戸数	1棟・20戸
入居可能月(予定)	平成26年11月
駐車場整備台数	28台
使用料	2,000円/台
通学区	日和田小学校、日和田中学校
最寄交通機関	JR日和田駅、福島交通原バス停
周辺医療機関	総合南東北病院、太田西ノ内病院
備考	

医療機関は例示として示したものであり、ここに記載した機関に限るものではありません。

間取り別戸数

階数	間取	2LDK	3LDK	合計	備考
1階		5		5	優先住宅
2階～4階			15	15	
合計		5	15	20	



周辺拡大図

③ 富田団地1号棟

入居対象市町村	富岡町
建設予定地	郡山市富田町字逆池北地内
構造・階数	鉄筋コンクリート造 5階建て
棟数・戸数	1棟・40戸
入居可能月(予定)	平成27年1月
駐車場整備台数	75台
使用料	2,000円/台
通学区	行徳小学校、行健中学校
最寄交通機関	JR郡山駅、 福島交通逆池バス停
周辺医療機関	総合南東北病院、太田西ノ内病院
備考	

医療機関は例示として示したものであり、ここに記載した機関に限るものではありません。

間取り別戸数

階数	間取	2LDK	3LDK	合計	備考
1階		8		8	優先住宅
2階～5階			32	32	
合計		8	32	40	



周辺拡大図

④八山田団地1号棟

入居対象市町村	双葉町
建設予定地	郡山市富久山町八山田字尾池南地内
構造・階数	鉄筋コンクリート造 3階建て
棟数・戸数	1棟・20戸
入居可能月(予定)	平成26年11月
駐車場整備台数	25台
使用料	2,000円/台
通学区	行健第二小学校、明健中学校
最寄交通機関	JR喜久田駅、福島交通東原バス停
周辺医療機関	総合南東北病院、太田西ノ内病院
備考	

医療機関は例示として示したものであり、ここに記載した機関に限るものではありません。

間取り別戸数

階数	間取	2LDK	3LDK	合計	備考
1階		6		6	優先住宅
2階～3階			14	14	
合計		6	14	20	



周辺拡大図

⑤ 東原団地1号棟

入居対象市町村	大熊町
建設予定地	郡山市喜久田町遠北原地内
構造・階数	鉄筋コンクリート造 5階建て
棟数・戸数	1棟・50戸
入居可能月(予定)	平成27年1月
駐車場整備台数	72台
使用料	2,000円/台
通学区	富田東小学校、富田中学校
最寄交通機関	JR喜久田駅、 福島交通一茶屋バス停
周辺医療機関	総合南東北病院、太田西ノ内病院
備考	

医療機関は例示として示したものであり、ここに記載した機関に限るものではありません。

間取り別戸数

階数	間取	2LDK	3LDK	合計	備考
1階		10		10	優先住宅
2階~5階			40	40	
合計		10	40	50	



周辺拡大図

第1期募集团地一覧

4 いわき市

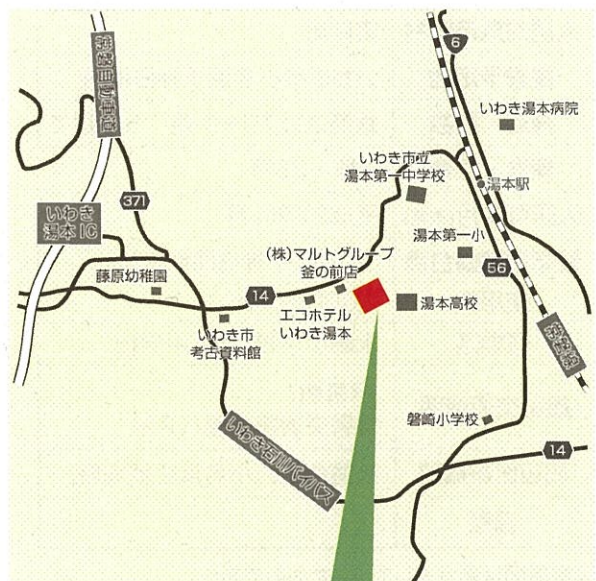
① 湯長谷団地24号棟

入居対象市町村	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町
建設予定地	いわき市常磐上湯長谷町地内 (いわき市常磐上湯長谷町五反田131周辺)
構造・階数	鉄筋コンクリート造 5階建て
棟数・戸数	1棟・50戸
入居可能月(予定)	平成27年3月
駐車場整備台数	50台
使用料	2,000円/台
通学区	湯本第一小学校、湯本第一中学校
最寄交通機関	JR湯本駅、 常磐交通希望ヶ丘バス停
周辺医療機関	常磐病院、いわき湯本病院
備考	県営湯長谷団地内

医療機関は例示として示したものであり、ここに記載した機関に限るものではありません。

間取り別戸数

階数	間取	2LDK	3LDK	合計	備考
1階		10		10	優先住宅
2階～5階			40	40	
合計		10	40	50	



周辺拡大図

② 下神白団地1号棟

入居対象市町村	富岡町
建設予定地	いわき市小名浜下神白地内
構造・階数	鉄筋コンクリート造 5階建て
棟数・戸数	1棟・35戸
入居可能月(予定)	平成27年1月
駐車場整備台数	358台(下神白団地全体)
使用料	2,000円/台
通学区	永崎小学校、江名中学校
最寄交通機関	JR泉駅、 常磐交通館の腰バス停
周辺医療機関	常磐病院、小名浜生協病院
備考	

医療機関は例示として示したものであり、ここに記載した機関に限るものではありません。

間取り別戸数

階数	間取	2LDK	3LDK	合計	備考
1階		3	4	7	優先住宅
2階~5階		12	16	28	
合計		15	20	35	



周辺拡大図

第1期募集团地一覧

③ 下神白団地2号棟

入居対象市町村	富岡町
建設予定地	いわき市小名浜下神白地内
構造・階数	鉄筋コンクリート造 5階建て
棟数・戸数	1棟・45戸
入居可能月(予定)	平成27年1月
駐車場整備台数	358台(下神白団地全体)
使用料	2,000円/台
通学区	永崎小学校、江名中学校
最寄交通機関	JR泉駅、 常磐交通館の腰バス停
周辺医療機関	常磐病院、小名浜生協病院
備考	

医療機関は例示として示したものであり、ここに記載した機関に限るものではありません。

間取り別戸数

階数	間取	2LDK	3LDK	合計	備考
1階		5	4	9	優先住宅
2階～5階		20	16	36	
合計		25	20	45	



周辺拡大図

④ 下神白団地3号棟

入居対象市町村	大熊町
建設予定地	いわき市永崎地内
構造・階数	鉄筋コンクリート造 5階建て
棟数・戸数	1棟・35戸
入居可能月(予定)	平成27年3月
駐車場整備台数	358台(下神白団地全体)
使用料	2,000円/台
通学区	永崎小学校、江名中学校
最寄交通機関	JR泉駅、 常磐交通館の腰バス停
周辺医療機関	常磐病院、小名浜生協病院
備考	

医療機関は例示として示したものであり、ここに記載した機関に限るものではありません。

間取り別戸数

階数	間取	2LDK	3LDK	合計	備考
1階		3	4	7	優先住宅
2階~5階		12	16	28	
合計		15	20	35	



周辺拡大図

⑤ 下神白団地4号棟

入居対象市町村	浪江町
建設予定地	いわき市永崎地内
構造・階数	鉄筋コンクリート造 5階建て
棟数・戸数	1棟・35戸
入居可能月(予定)	平成27年3月
駐車場整備台数	358台(下神白団地全体)
使用料	2,000円/台
通学区	永崎小学校、江名中学校
最寄交通機関	JR泉駅、 常磐交通館の腰バス停
周辺医療機関	常磐病院、小名浜生協病院
備考	

医療機関は例示として示したものであり、ここに記載した機関に限るものではありません。

間取り別戸数

階数	間取	2LDK	3LDK	合計	備考
1階		3	4	7	優先住宅
2階~5階		12	16	28	
合計		15	20	35	



周辺拡大図

⑥ 下神白団地5号棟

入居対象市町村	浪江町
建設予定地	いわき市永崎地内
構造・階数	鉄筋コンクリート造 5階建て
棟数・戸数	1棟・25戸
入居可能月(予定)	平成27年3月
駐車場整備台数	358台(下神白団地全体)
使用料	2,000円/台
通学区	永崎小学校、江名中学校
最寄交通機関	JR泉駅、 常磐交通館の腰バス停
周辺医療機関	常磐病院、小名浜生協病院
備考	

医療機関は例示として示したものであり、ここに記載した機関に限るものではありません。

間取り別戸数

階数	間取	2LDK	3LDK	合計	備考
1階		2	3	5	優先住宅
2階~5階		8	12	20	
合計		10	15	25	



周辺拡大図

⑦ 下神白団地6号棟

入居対象市町村	双葉町
建設予定地	いわき市永崎地内
構造・階数	鉄筋コンクリート造 5階建て
棟数・戸数	1棟・25戸
入居可能月(予定)	平成27年3月
駐車場整備台数	358台(下神白団地全体)
使用料	2,000円/台
通学区	永崎小学校、江名中学校
最寄交通機関	JR泉駅、 常磐交通館の腰バス停
周辺医療機関	常磐病院、小名浜生協病院
備考	

医療機関は例示として示したものであり、ここに記載した機関に限るものではありません。

間取り別戸数

階数	間取	2LDK	3LDK	合計	備考
1階		2	3	5	優先住宅
2階～5階		8	12	20	
合計		10	15	25	



周辺拡大図

復興公営住宅モデルルームについて

今回整備する復興公営住宅と同様の間取りをご覧くださいのための復興公営住宅モデルルームを郡山市といわき市に整備しています。



モデルルーム(いわき市)

1 展示期間

- 平成26年2月～平成28年1月末
午前10時～午後5時
- 休館日:毎週水曜日、12月30日～1月3日

2 展示場所

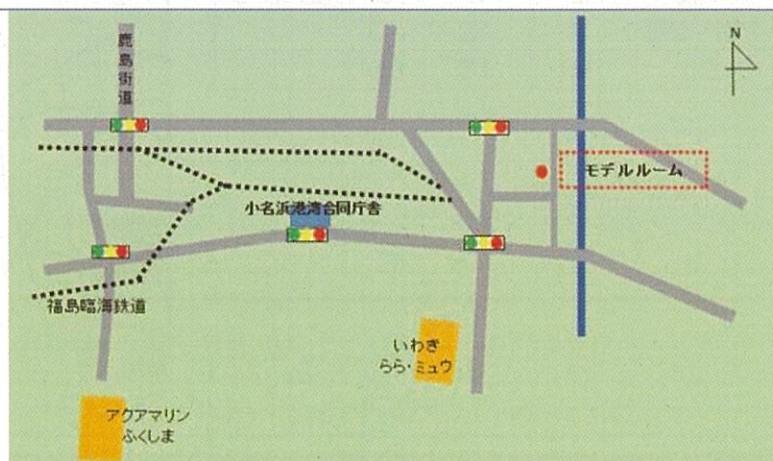
①郡山市

郡山市麓山1丁目1-1
(福島県郡山合同庁舎内)



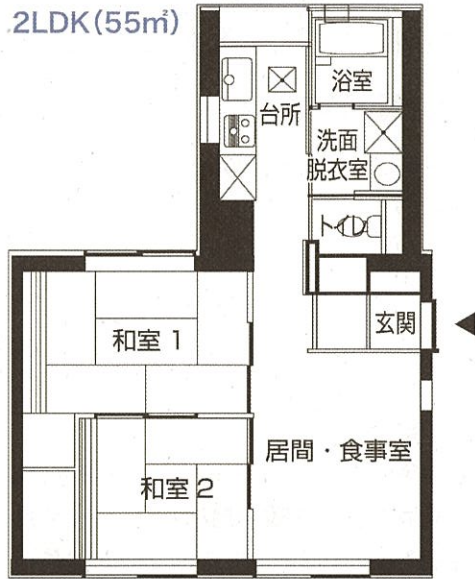
②いわき市

いわき市小名浜字辰巳町23

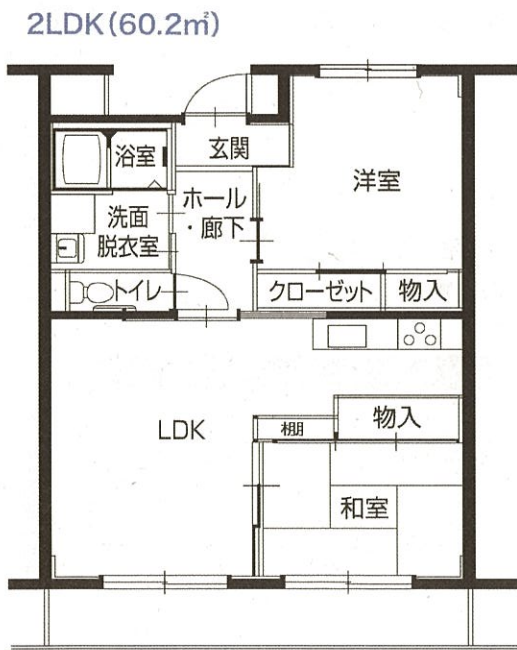


3 モデルルームの間取り

①郡山市



②いわき市



復興公営住宅
モデルルームについて

家賃については以下のとおりですが、不明な点がある場合は、復興公営住宅入居支援センターまでお問い合わせください。

専用ダイヤル ☎024-522-3320

受付時間 8:30~17:15 (土日、祝日を除く)

世帯構成・収入・入居希望団地 及び 間取り等についてお伺いし、家賃の目安をご案内いたします。

1 家賃について

復興公営住宅の家賃は、公営住宅法等に基づき、入居世帯の収入や住宅の立地、規模、経過年数、設備によって算出されます。

また、入居者には毎年収入を申告していただく義務があり、その収入によって家賃は毎年

見直されます。

公営住宅において、家賃の算定に用いられる入居世帯の収入を**政令月収**といい、政令月収の額に応じて区分されたものを**収入分位**といいます。

1 政令月収とは $\text{政令月収} = (\text{入居者全員の年間所得の合計} - \text{控除額の合計}) \div 12$

入居する方全員の一年間の所得の合計額から法に定める控除額を差し引いて、12ヶ月で割ることにより算出した金額を政令月収といいます。

2 収入分位とは

政令月収の金額を1から8までに区分したものを収入分位といいます。
(収入分位1は最も低く、収入分位8は最も高い分位となります。)

なお、復興公営住宅においては、特別措置として、収入分位1の中でも特に収入の低い政令月収8万円以下の世帯の収入分位を1-①、1-②、1-③、1-④の4つに分け、住宅の管理開始から10年間家賃が減額されます。

ただし、住宅の管理開始から5年経過後から段階的に家賃が増額され、11年目からは特別措置がなくなり、政令月収0円~104,000円までの方が収入分位1の家賃となります。

収入分位	政令月収
1	1-① 0円
	1-② 1円 ~ 40,000円
	1-③ 40,001円 ~ 60,000円
	1-④ 60,001円 ~ 80,000円
	80,001円 ~ 104,000円
2	104,001円 ~ 123,000円
3	123,001円 ~ 139,000円
4	139,001円 ~ 158,000円
5	158,001円 ~ 186,000円
6	186,001円 ~ 214,000円
7	214,001円 ~ 259,000円
8	259,001円 以上

政令月収8万円以下

3 所得とは

所得税法の例に準じて算定された所得金額をいいます。主なものは下記のとおりです。

- ア. 給与所得 …… その年中の給与収入の金額から給与所得控除額を控除した額
- イ. 事業所得 …… その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した額
- ウ. 公的年金所得 …… その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した額

※所得に算定されないもの(非課税所得)の例

- 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金
- 遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金
- 寡婦年金、老齢福祉年金
- 生活保護の各扶助費
- 東京電力(株)から支払を受ける賠償金のうち、心身の損害又は資産の損害に対する賠償金(避難生活等による精神的損害など)

4 各種控除

入居者が下記に該当する場合、所得から一定額が控除されます。

控除の種類	控除の対象	控除額
①同居者控除	申込者本人以外で、復興公営住宅と一緒に入居する方	一人につき 38万円
②扶養控除	復興公営住宅には一緒に入居しないが、所得税法上扶養親族になっている方	一人につき 38万円
③老人扶養控除(控除対象配偶者控除)	控除対象配偶者及び扶養親族で70歳以上の方	一人につき 10万円
④16歳以上23歳未満の扶養親族控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方	一人につき 25万円
⑤障害者控除	申込者及び扶養親族並びに同居親族の中に障がい者がいる場合 (身体障害者手帳3～6級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの方)	一人につき 27万円
⑥特別障害者控除	申込者及び扶養親族並びに同居親族の中に重度の障がい者がいる場合 (身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの方)	一人につき 40万円
⑦寡婦・寡夫控除	所得のある人が寡婦、または寡夫の場合	一人につき 27万円

5 収入超過者・高額所得者について

復興公営住宅は、特例により入居にあたっては収入の制限がなく、原子力災害により避難指示を受けている方であればどなたでも入居できます。

ただし、入居から一定期間経過後に、収入が県で定める基準額を超えた場合は、一般の県営住宅と同様に、収入超過者・高額所得者に認定され、入居を続けるにあたっては、家賃が割増しとなり、また、入居が制限される場合があります。

- ①収入超過者 収入超過者とは、入居から3年経過後、収入が158,000円を超えた世帯(60歳以上の高齢者世帯、子育て世帯、障害者世帯等の裁量階層は214,000円。)をいい、割増の家賃が適用されます。
また、県営住宅を明渡すようお願いしています。

- ②高額所得者 高額所得者とは、入居から5年経過後、直近の2年間で連続して収入が313,000円を超えた世帯をいい、県営住宅の明渡し義務が発生するとともに、入居している住宅と同規模の民間賃貸住宅並みの家賃が適用されます。
なお、県営住宅の明渡し義務が発生しますが、県が明渡し請求を行うかどうかについては、避難中である特別の事情を考慮し、今後の状況を見て判断します。

復興公営住宅の
家賃について

2 所得の確認方法について

給与収入・事業収入は、の部分の金額が所得となります。

年金収入は、の部分の収入金額に応じた計算式により算出された額が所得となります。

① 給与収入の場合

勤務先発行の源泉徴収票

給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所					氏名		(受給者番号)	
								(フリガナ)	
								(役職名)	
種別	支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額		
	内	千	円	内	千	円	千	円	



 円

(一年間の所得)

参考 源泉徴収票がなく年間の給与収入から給与所得を計算する方法

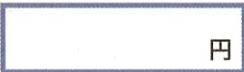
年間給与収入額	年間給与所得金額
0 ~ 650,999	年間給与所得 = 0
651,000 ~ 1,618,999	年間給与所得 = 年間給与収入金額 - 650,000
1,619,000 ~ 1,619,999	年間給与所得 = 969,000円
1,620,000 ~ 1,621,999	年間給与所得 = 970,000円
1,622,000 ~ 1,623,999	年間給与所得 = 972,000円
1,624,000 ~ 1,627,999	年間給与所得 = 974,000円
1,628,000 ~ 1,803,999	年間給与収入金額を4,000円 で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後4,000円を掛戻し、出た金額を右のAにあてはめてください。 A×0.6 = 年間給与所得
1,804,000 ~ 3,603,999	A×0.7 - 180,000 = 年間給与所得
3,604,000 ~ 5,599,999	A×0.8 - 540,000 = 年間給与所得
6,600,000 ~ 9,999,999	年間給与所得 = 年間給与収入金額×0.9 - 1,200,000

② 事業収入の場合

直近の所得税の確定申告書の控え

事業所得金額	営業等	①									
	農業	②									
	不動産	③									
	利子	④									
	配当	⑤									
	給与	⑥									
	雑	⑦									
	総合課税一時 金等(コ+サ×1/2)	⑧									
	合計	⑨									



 円

(一年間の所得)

③年金収入の場合

次の年金に該当する場合

<ul style="list-style-type: none"> ○障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金 ○遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金 ○寡婦年金、老齢福祉年金など 	<p>非課税のため、 算定の対象になりません。</p>
--	---------------------------------

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給を受給している場合

公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所		
	氏名		
種別	支払い金額	源泉徴収税額	
年金	円	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">***,***</div>	

※2種類以上の年金を支給されている方は、それぞれの支払い金額を合計して、下の計算式で計算してください。

受給者の年齢	この年中の公的年金等の収入金額(A)	所得金額になおす計算式
年齢65歳以上の方	1,200,000円未満	0円
	1,200,000円以上 ~ 3,300,000円未満	(A)-1,200,000円
	3,300,000円以上 ~ 4,100,000円未満	(A)×0.75-375,000円
	4,100,000円以上 ~ 7,700,000円未満	(A)×0.85-785,000円
	7,700,000円以上	(A)×0.95-1,555,000円
年齢65歳未満の方	700,000円未満 ~	0円
	700,000円以上 ~ 1,300,000円未満	(A)-700,000円
	1,300,000円以上 ~ 4,100,000円未満	(A)×0.75-375,000円
	4,100,000円以上 ~ 7,700,000円未満	(A)×0.85-785,000円
	7,700,000円以上 ~	(A)×0.95-1,555,000円

円
 (一年間の所得)

復興公営住宅の家賃について

3 政令月収の計算表

ご自分の世帯の所得と控除額から、
政令月収の計算をすることができます。

【1】入居世帯の所得(年額)の計算

	所得の種類(給与収入、事業収入、年金収入等)	所得額
入居名義人の所得		円
同居者①の所得		円
同居者②の所得		円
同居者③の所得		円
所得額の合計 (A)		円

【2】控除額の計算

控除の種類	控除の対象	控除額
①同居者控除	申込者本人以外で、復興公営住宅と一緒に入居する方	38万円× 名= 円
②扶養控除	復興公営住宅には一緒に入居しないが、所得税法上扶養親族になっている方	38万円× 名= 円
③老人扶養控除 (控除対象配偶者控除)	控除対象配偶者及び扶養親族で70歳以上の方	10万円× 名= 円
④16歳以上23歳未満の扶養親族控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方	25万円× 名= 円
⑤障害者控除	申込者及び扶養親族並びに同居親族の中に障がい者がいる場合	27万円× 名= 円
⑥特別障害者控除	申込者及び扶養親族並びに同居親族の中に重度の障がい者がいる場合	40万円× 名= 円
⑦寡婦・寡夫控除	所得のある人が寡婦、または寡夫の場合	27万円× 名= 円
控除額の合計 (B)		円

【3】政令月収の計算

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{世帯所得の合計} \\ \hline (A) \text{ 円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額の合計} \\ \hline (B) \text{ 円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{政令月収} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

【4】政令月収と収入分位

政令月収	収入分位
0円	1-①
1円 ~ 40,000円	1-②
40,001円 ~ 60,000円	1-③
60,001円 ~ 80,000円	1-④
80,001円 ~ 104,000円	2
104,001円 ~ 123,000円	3
123,001円 ~ 139,000円	4
139,001円 ~ 158,000円	5
158,001円 ~ 186,000円	6
186,001円 ~ 214,000円	7
214,001円 ~ 259,000円	8
259,001円以上	8



計算した政令月収と収入分位から、入居を希望する団地の家賃の目安(次ページ参照)をご確認ください。

復興公営住宅の家賃について

4 家賃の目安

今回募集する団地の家賃の目安は、下表のとおりです。

なお、現時点での整備計画に基づく算定家賃のため、変更となる場合があります。

所在地・団地名・間取り(面積)								
	福島市		会津若松市		郡山市		いわき市	
	北信団地 笹谷団地		古川町団地 年貢町団地		日和田団地・八山田団地 柴宮団地・東原団地 富田団地		湯長谷団地 下神白団地	
収入分位 (政令月収)	2LDK (59~60㎡)	3LDK (70~72㎡)	2LDK (57㎡)	3LDK (69~71㎡)	2LDK (53㎡)	3LDK (65~67㎡)	2LDK (53~60㎡)	3LDK (65~74㎡)
1-① (0円)	8,200円 8,300円	10,000円 10,600円	7,400円 7,500円	8,900円 9,300円	7,300円 7,800円	9,000円 9,800円	6,000円 6,100円	7,300円 7,600円
1-② (1円 ~40,000円)	13,900円 14,100円	17,000円 17,900円	12,500円 12,600円	15,100円 15,800円	12,400円 13,100円	15,200円 16,600円	10,100円 10,400円	12,400円 12,900円
1-③ (40,001円 ~60,000円)	19,600円 19,900円	23,900円 25,300円	17,600円 17,800円	21,200円 22,200円	17,500円 18,500円	21,400円 23,500円	14,300円 14,700円	17,400円 18,200円
1-④ (60,001円 ~80,000円)	25,300円 25,700円	30,900円 32,600円	22,700円 23,000円	27,400円 28,700円	22,600円 23,900円	27,600円 30,300円	18,400円 18,900円	22,500円 23,400円
1 (80,001円 ~104,000円)	26,800円 27,200円	32,700円 34,500円	24,000円 24,300円	29,000円 30,400円	23,900円 25,300円	29,200円 32,000円	19,500円 20,000円	23,800円 24,800円
2 (104,001円 ~123,000円)	30,900円 31,400円	37,800円 39,800円	27,800円 28,100円	33,500円 35,000円	27,600円 29,200円	33,700円 37,000円	22,500円 23,100円	27,500円 28,700円
3 (123,001円 ~139,000円)	35,400円 35,900円	43,200円 45,500円	31,800円 32,100円	38,300円 40,100円	31,600円 33,400円	38,600円 42,300円	25,800円 26,400円	31,500円 32,800円
4 (139,001円 ~158,000円)	39,900円 40,500円	48,700円 51,400円	35,800円 36,200円	43,200円 45,200円	35,600円 37,700円	43,500円 47,700円	29,100円 29,800円	35,500円 37,000円
5 (158,001円 ~186,000円)	45,600円 46,300円	55,700円 58,700円	40,900円 41,400円	49,300円 51,700円	40,700円 43,000円	49,700円 54,500円	33,200円 34,100円	40,600円 42,200円
6 (186,001円 ~214,000円)	52,600円 53,400円	64,200円 67,700円	47,200円 47,700円	56,900円 59,600円	47,000円 49,700円	57,400円 62,900円	38,400円 39,300円	46,800円 48,800円
7 (214,001円 ~259,000円)	61,600円 62,500円	75,200円 79,300円	55,300円 55,900円	66,600円 69,800円	55,000円 58,100円	67,200円 73,600円	44,900円 46,000円	54,800円 57,100円
8 (259,001円以上)	71,000円 72,100円	86,700円 91,400円	63,800円 64,400円	76,800円 80,500円	63,500円 67,000円	77,400円 84,900円	51,800円 53,100円	63,200円 65,800円

家賃の算定例 (モデルケース)

様々な世帯構成のモデルケースを掲載しましたので、参考としてください。
 なお、世帯構成や収入、入居希望団地が同じであっても、扶養親族や障がい者の有無等により政令月収は変わるため、家賃は異なる場合がありますのでご注意ください。

ケース1 高齢者世帯で年金収入のみの場合

世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	控除
世帯主	75	無職	国民年金	650,000円	0円	0円
妻	74	無職	国民年金	500,000円	0円	480,000円
(A)					0円	(B) 480,000円

控除の内訳
 ●妻:同居者控除38万円、老人扶養控除10万円

$$\left(\begin{array}{c} \text{(A)所得} \\ 0円 \end{array} - \begin{array}{c} \text{(B)控除} \\ 480,000円 \end{array} \right) \div 12ヶ月 = \begin{array}{c} \text{政令月収} \\ 0円 \end{array} \rightarrow \begin{array}{c} \text{収入分位} \\ 1-① \end{array}$$

入居希望団地	間取り	家賃(初年度)
日和田団地(郡山市)	2LDK	7,300円~7,800円

※政令月収8万円以下の世帯であるため、建物の管理開始から10年間、家賃が低減されます。11年目からは、収入分位1の家賃となります。

ケース2 高齢者単身世帯で年金収入のみの場合

世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	控除
世帯主	65	無職	厚生年金	1,572,000円	372,000円	0円
(A)					372,000円	(B) 0円

$$\left(\begin{array}{c} \text{(A)所得} \\ 372,000円 \end{array} - \begin{array}{c} \text{(B)控除} \\ 0円 \end{array} \right) \div 12ヶ月 = \begin{array}{c} \text{政令月収} \\ 31,000円 \end{array} \rightarrow \begin{array}{c} \text{収入分位} \\ 1-② \end{array}$$

入居希望団地	間取り	家賃(初年度)
柴宮団地(郡山市)	2LDK	12,400円~13,100円

※政令月収8万円以下の世帯であるため、建物の管理開始から10年間、家賃が低減されます。11年目からは、収入分位1の家賃となります。

ケース3 4人世帯で、夫が会社員、妻がパート、子2人の場合

世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	控除
世帯主	35	会社員	給与	3,000,000円	1,920,000円	0円
妻	32	パート	給与	840,000円	190,000円	380,000円
子	4	なし	なし	0円	0円	380,000円
子	1	なし	なし	0円	0円	380,000円
					(A) 2,110,000円	(B) 1,140,000円

控除の内訳

- 妻、子2人それぞれ：同居者控除38万円

$$\left(\begin{array}{c} \text{(A)所得} \\ 2,110,000円 \end{array} - \begin{array}{c} \text{(B)控除} \\ 1,140,000円 \end{array} \right) \div 12ヶ月 = \begin{array}{c} \text{政令月収} \\ 80,833円 \end{array} \rightarrow \begin{array}{c} \text{収入分位} \\ 1 \end{array}$$

入居希望団地	間取り	家賃(初年度)
湯長谷団地(いわき市)	3LDK	23,800円~24,800円

ケース4 3人世帯で、母が会社員、子(アルバイト、中学生)の母子家庭の場合

世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	控除
世帯主	42	会社員	給与	2,700,000円	1,710,000円	270,000円
子	19	アルバイト	給与	1,560,000円	910,000円	380,000円
子	14	中学生	なし	0円	0円	380,000円
					(A) 2,620,000円	(B) 1,030,000円

控除の内訳

- 世帯主：寡婦控除27万円
- 子2人それぞれ：同居者控除38万円

$$\left(\begin{array}{c} \text{(A)所得} \\ 2,620,000円 \end{array} - \begin{array}{c} \text{(B)控除} \\ 1,030,000円 \end{array} \right) \div 12ヶ月 = \begin{array}{c} \text{政令月収} \\ 132,500円 \end{array} \rightarrow \begin{array}{c} \text{収入分位} \\ 3 \end{array}$$

入居希望団地	間取り	家賃(初年度)
東原団地(郡山市)	3LDK	38,600円~42,300円

ケース5 4人世帯で、夫が会社員、妻がパート、高校生、中学生(身障4級)の場合

世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	控除
世帯主	45	会社員	給与	4,800,000円	3,300,000円	0円
妻	43	パート	給与	780,000円	130,000円	380,000円
子	17	高校生	なし	0円	0円	630,000円
子	14	中学生	なし	0円	0円	650,000円
					(A) 3,430,000円	(B) 1,660,000円

控除の内訳

- 妻：同居者控除38万円
- 子(17歳)：同居者控除38万円、16歳以上23歳未満の扶養親族控除25万円
- 子(14歳)：同居者控除38万円、障害者控除27万円

$$\left(\begin{array}{c} \text{(A)所得} \\ 3,430,000円 \end{array} - \begin{array}{c} \text{(B)控除} \\ 1,660,000円 \end{array} \right) \div 12ヶ月 = \begin{array}{c} \text{政令月収} \\ 147,500円 \end{array} \rightarrow \begin{array}{c} \text{収入分位} \\ 4 \end{array}$$

入居希望団地	間取り	家賃(初年度)
年貢町団地(会津若松市)	3LDK	43,200円~45,200円

ケース6 4人世帯で、夫が会社員、妻がパート、高校生、中学生の場合

世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	控除	控除の内訳
世帯主	45	会社員	給与	4,800,000円	3,300,000円	0円	<ul style="list-style-type: none"> ●妻:同居者控除38万円 ●子(17歳):同居者控除38万円、16歳以上23歳未満の扶養親族控除25万円 ●子(14歳):同居者控除38万円
妻	43	パート	給与	780,000円	130,000円	380,000円	
子	17	高校生	なし	0円	0円	630,000円	
子	14	中学生	なし	0円	0円	380,000円	
(A) 3,430,000円						(B) 1,390,000円	

$$\left(\begin{array}{c} \text{(A)所得} \\ 3,430,000円 \end{array} - \begin{array}{c} \text{(B)控除} \\ 1,390,000円 \end{array} \right) \div 12ヶ月 = \begin{array}{c} \text{政令月収} \\ 170,000円 \end{array} \rightarrow \begin{array}{c} \text{収入分位} \\ 5 \end{array}$$

入居希望団地	間取り	家賃(初年度)
年貢町団地(会津若松市)	3LDK	49,300円~51,700円

※入居から3年経過後、政令月収が158,000円を超えた世帯(60歳以上の高齢者世帯、子育て世帯、障害者世帯等の裁量階層は214,000円。)は収入超過者と認定され、割増の家賃が適用されます。
また、県営住宅を明渡すようお願いしています。

ケース7 5人世帯で、夫が会社員、妻がパート、子(会社員、高校生)、祖母がいる場合

世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	控除	控除の内訳
世帯主	55	会社員	給与	4,000,000円	2,660,000円	0円	<ul style="list-style-type: none"> ●妻及び子(25歳)それぞれ:同居者控除38万円 ●子(18歳):同居者控除38万円、16歳以上23歳未満の扶養親族控除25万円 ●祖母:同居者控除38万円、老人扶養控除10万円
妻	54	パート	給与	960,000円	310,000円	380,000円	
子	25	会社員	給与	2,800,000円	1,780,000円	380,000円	
子	18	高校生	なし	0円	0円	630,000円	
祖母	78	無職	国民年金	780,000円	0円	480,000円	
(A) 4,750,000円						(B) 1,870,000円	

$$\left(\begin{array}{c} \text{(A)所得} \\ 4,750,000円 \end{array} - \begin{array}{c} \text{(B)控除} \\ 1,870,000円 \end{array} \right) \div 12ヶ月 = \begin{array}{c} \text{政令月収} \\ 240,000円 \end{array} \rightarrow \begin{array}{c} \text{収入分位} \\ 7 \end{array}$$

入居希望団地	間取り	家賃(初年度)
下神白団地(いわき市)	3LDK	54,800円~57,100円

※入居から3年経過後、政令月収が158,000円を超えた世帯(60歳以上の高齢者世帯、子育て世帯、障害者世帯等の裁量階層は214,000円。)は収入超過者と認定され、割増の家賃が適用されます。
また、県営住宅を明渡すようお願いしています。

ケース8 夫婦2人世帯で、夫婦共に会社員の場合

世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	控除
世帯主	30	会社員	給与	3,600,000円	2,340,000円	0円
妻	29	会社員	給与	3,000,000円	1,920,000円	380,000円
					(A) 4,260,000円	(B) 380,000円

控除の内訳

●妻：同居者控除
38万円

$$\left(\begin{array}{c} \text{(A)所得} \\ 4,260,000円 \end{array} - \begin{array}{c} \text{(B)控除} \\ 380,000円 \end{array} \right) \div 12ヶ月 = \begin{array}{c} \text{政令月収} \\ 323,333円 \end{array} \rightarrow \begin{array}{c} \text{収入分位} \\ \mathbf{8} \end{array}$$

入居希望団地	間取り	家賃(初年度)
古川町団地(会津若松市)	3LDK	76,800円~80,500円

※入居から3年経過後、政令月収が158,000円を超えた世帯(60歳以上の高齢者世帯、子育て世帯、障害者世帯等の裁量階層は214,000円。)は収入超過者と認定され、割増の家賃が適用されます。
また、県営住宅を明渡すようお願いしています。

さらに、入居から5年経過後、直近の2年間で連続して収入が313,000円を超えた世帯は高額所得者と認定され、県営住宅の明渡し義務が発生するとともに、入居している住宅と同規模の民間賃貸住宅並みの家賃が適用されます。

なお、県営住宅の明渡し義務が発生しますが、明渡請求を行うかどうかについては、避難中である特別の事情を考慮し、今後の状況を見て判断します。